

令和6年度 観光促進型 MaaS 支援事業 公募要領

■募集期間

令和6年6月19日（水）～7月10日（水）まで

第二版 令和7年3月

国土交通省総合政策局モビリティサービス推進課

目次

本事業の問い合わせ先

I. 観光促進型 MaaS 支援事業の目的	3
II. 募集内容	4
1. 観光促進型 MaaS 支援事業	4
1-1. 事業補助対象要件	4
1-2. 補助対象事業の事業主体	4
1-3. 補助対象経費・補助率	5
2. 補助対象事業の事業実施期間	6
3. 事業実施状況等の報告等	6
III. 補助対象事業の採択方法・審査基準	7
1. 採択方法	7
2. 審査基準	7
IV. 応募手続き、交付申請等の事業全体の流れについて	10
1. 事業全体の流れ	10
2. 応募について	11
2-1. 応募期間	11
2-2. 応募方法	11
2-3. 提出書類	12
2-4. 応募説明会等について	12
3. ヒアリングの実施について	12
4. 採択結果の通知について	12
5. 採択後の補助金交付申請等について	13
6. 令和6年能登半島地震の被災地における特例について	13
V. 事業の実施にあたっての留意点等	14
1. 事業の実施	14
2. 補助金の対象経費	14
3. 収益納付	14
4. 事業の実施及び事業内容の変更	14
5. 事業の進捗報告	15
6. 完了実績報告	15
7. 補助金の支払い	15
8. 補助事業完了後	15

本事業のお問い合わせ先

本公募要領及び以下の詳細ページをご覧いただいたうえで、ご不明な点があればお問い合わせください。

(URL) https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000234.html

○ お問い合わせ先

国土交通省 総合政策局モビリティサービス推進課	内山、志賀、橋本
TEL : 03-5253-8111 (内線 54-902、54-904、54-907)	03-5253-8980 (直通)

I. 観光促進型 MaaS 支援事業の目的

地域公共交通は、国民生活や社会経済活動を支える社会基盤である一方、人口減少や少子化、マイカー利用の普及やライフスタイルの変化等による長期的な需要減により、その持続可能性の確保が課題となっています。このような状況を踏まえ、地域の多様な関係者の「共創」(連携・協働)により、地域公共交通ネットワークの「リ・デザイン」(再構築)を進め、利便性・生産性・持続可能性を高めることが必要です。

観光促進型 MaaS 支援事業では、公共交通と観光分野を含む多様なサービスを1つのサービスとして、デジタルを活用して提供したうえで、データの連携・利活用等により地域が抱える様々な課題の解決に資する取組に対し支援を行います。これにより、地域や観光地の移動手段の確保・充実や公共交通機関の維持・活性化だけでなく、地域の観光における課題の解決に寄与することを目的とします。

Ⅱ. 募集内容

1. 観光促進型 MaaS 支援事業

1-1. 事業補助対象要件

観光促進型 MaaS 支援事業は、交通を地域の観光と一体として捉え、MaaS アプリにより交通機関又は観光施設に係るフリーパスを提供することで、観光消費促進施策やラストワンマイルの提供等の交通利便向上施策、交通サービスと連携した観光地のプロモーション施策等を行い、観光周遊や観光消費の促進を図る事業を対象とします。

補助対象となる事業は、以下の条件に該当するものに限りです。

- ・交通事業者を1社以上含むこと。
- ・地方公共団体、公共交通事業者等又は観光事業者が実施する場合は、協定の締結等により相互に連携したものであること。
- ・交通機関又は観光施設に係るフリーパスを提供すること。

(用語の定義)

MaaS アプリ：以下の機能のすべてを一括してスマートフォン等の携帯端末を通じて一般ユーザーに提供するアプリケーション（Web アプリを含む）をいう。

1. 交通機関（※）の経路検索機能

※交通機関：鉄道、路線バス、旅客船、航空、タクシー等の公共交通機関をいう。

2. 交通機関の乗車券（※）の予約又は購入及びこれらの電子決済機能

※乗車券：シングルライド乗車券又はデジタルチケットとして発行される企画乗車券

3. 交通機関の乗車券認証（チケットィング）機能

交通機関又は観光施設に係るフリーパス：MaaS アプリを通じて提供される交通機関又は観光施設で利用可能なチケットであり、一定の期間や条件の下で追加の購入を伴わずに利用可能なものをいう。

1-2. 補助対象事業の事業主体

補助対象事業の実施に関係する者により構成される協議会、地方公共団体又は地方公共団体と連携した民間事業者が対象となります。

※1 「地方公共団体と連携した民間事業者」とは、事業を実施する地域の地方公共団体と連携協定等を締結している民間事業者が該当する。公募申請の時点で、連携協定等を締結済み又は補助事業の交付申請までに締結予定の民間事業者を対象とする。

※2 協議会については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「地域交通法」という。）第 36 条の 4 第 1 項に掲げる新モビリティサービス協議会であることが望ましいが、道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 76 号）第 15 条の 4 第 2 号に基づく地域協議会や地域交通法第 6 条に基づく法定協議会等において、当該 MaaS 事業の実施に関係する者を新たに協議会の構成員として加えること等により、申請者の要件である協議会とすることもできる。この場合において、設置要綱を改正する等の形式にこだわることなく、既存の協議会の場に、観光促進型 MaaS 支援事業の実施に必要な関係者が実質的に参加していればよい。当該関係者としては、新型輸送サービスを運行又は運行予定の事業者や、観光、商業、医療等他分野の事業者等が考えられる。運営方法や設置要綱の策定等の協議会に関する事項については地域の実情に応じて協議会が定めることができる。協議会の法人格の有無は問わず、補助事業の交付申請までに設置されるものを対象とする。

※ 本事業の応募にあたって、必ずしも共同事業体や別会社の設立、法人格の取得等は求められません。

1-3. 補助対象経費・補助率

本事業では、IT を活用した地域における様々な移動手段及び観光サービスを含む様々なサービスを組み合わせて 1 つの移動サービスとして提供するためのシステム構築等に要する以下の経費について、補助率を乗じた経費を補助します。

- ・複数事業者間のデータ等を連携するためのソフトウェア、クラウドサービス、アプリケーション（以下「連携基盤システム」という。）の購入・開発費（システム用サーバーの初期費用及び維持管理費用は除く。）
- ・既存の連携基盤システムの機能拡張に係るシステムの改修費
- ・連携基盤システムの利用料（最大 1 年間）
- ・連携基盤システム導入に伴う導入設定、マニュアル作成費、研修実施に係る費用
- ・連携基盤システムのセキュリティ対策費
- ・連携基盤システムを利用したキャッシュレス決済及び混雑情報（予測を含む。）を提供するシステム等の導入に係る費用
- ・超小型モビリティ等の新型輸送サービスの運行に係る費用（車両費は除く。）
- ・交通サービスの利用啓発に係る費用

○ 補助率：1 / 2

※補助対象外経費は、以下を想定しております。

- ・法令又は条例等において義務化されている設備等の導入に係る工事費
- ・国が助成する他の制度（補助金等）と重複する事業に係る経費
- ・恒久的な施設の設置、用地取得等、本事業の範囲に含まれない経費

- ・コミュニティファンド等への初期投資（シードマネー）、出資金
- ・親睦会に係る経費
- ・振込手数料
- ・国の支出基準を上回る謝金費用
- ・その他、事業と無関係と思われる経費 等

2. 補助対象事業の事業実施期間

交付決定日（令和6年6月下旬以降順次）～令和7年3月21日

※この間に発生した経費を、補助対象経費とします。

3. 事業実施状況等の報告等

本事業はモデル事業として取組を支援することを通じ、他の地域等における取組の参考とし、横展開を図ることを目的の一つとしています。このため、選定された事業については、その実施状況等について、国土交通省からフォローアップ等を行うことを予定しており、必要な資料提供等の報告を行っていただきます。

なお、本事業の効果を把握するため、本事業を活用した事業の終了後にも、取組の実施状況の把握に協力いただくことがあります。

Ⅲ. 補助対象事業の採択方法・審査基準

1. 採択方法

観光促進型 MaaS 支援事業は、募集期間内に応募があった事業の中から、国土交通省が審査を行い、採択します。

2. 審査基準

補助対象事業の採択にあたっては、以下の観点から審査を行います。

(1) 事業全般

- ・MaaS アプリの提供により解決に寄与する観光分野における課題が明確であること。
- ・観光分野における課題解決に寄与するため、交通手段と観光分野のサービスの連携による一体的なサービス提供を目指すものであること。
- ・解決すべき観光分野における課題の関係者が連携して、事業を推進する体制が構築されること。
- ・MaaS アプリの本格的な導入を目指す事業であること。

(2) 実施計画

- ・事業の推進に係る計画（地域公共交通計画、新モビリティサービス事業計画等）の実行・改善に、MaaS 等から得られる移動関連データを活用する事業であること。
- ・「MaaS 関連データの連携に関するガイドライン Ver. 3.0」に準拠して、関係者間のデータ連携が行われること。
- ・地域全体の計画（地域公共交通計画、都市計画、立地適正化計画等）がある場合には、それらの計画と整合性が取れていること。
- ・地域交通法第 36 条の 2 第 1 項に基づく新モビリティサービス事業計画を作成している又は作成する予定であること。

(3) 実施体制

- ・地域交通法第 36 条の 4 第 1 項に基づく新モビリティサービス協議会を組織するなど、地方公共団体や民間事業者等の関係者間の連携が綿密であり、持続可能な事業の実施体制が構築されていること。
- ・事業継続するため、MaaS の普及に関するノウハウの共有や人材育成の仕組み等が構築されていること。
- ・事業実施に伴う費用負担のあり方や利益配分ルールの検討等、持続可能なモデル構築につながる取組であること。

- ・サービス提供エリアの地方公共団体との連携が積極的に行われており、実施体制におけるその役割が明確であること。

(4) 実施内容

- ・複数の交通モードにおける予約・決済・チケットの利用（チケットティング）までを1つのサービスとして提供する取組であること。
- ・リアルタイムな MaaS 関連データや MaaS を通じて得られた移動関連データの利活用により、外出機会の創出、観光地での周遊や観光消費の増加、自家用車から公共交通機関への転換等、地域住民や来訪者の行動変容を、より一層促すことが期待できること。
- ・事業エリアが広範囲、且つ交通事業者を跨いだ事業であり、今後の実施エリア拡大や交通サービス拡充の可能性が高い取組であること。
- ・ゾーン運賃やサブスクリプション等、柔軟な運賃・料金の設定が行われていること。
- ・リアルタイムな混雑情報等の活用により、オーバーツーリズム対策の取組が図られること。
- ・多言語対応や海外で展開されている MaaS との連携等、インバウンド客が使いやすいサービスを提供する取組であること。
- ・QR コード等のキャッシュレスシステム間の連携を行い、シームレス（相互利用可能）な交通網の構築を促進する取組であること。
- ・交通事業者の運行管理や労務管理機能等と連携した、交通事業者の業務効率向上に資する取組であること。
- ・交通結節点の整備等のフィジカル空間のシームレス化や空間再編と一体的に取り組まれること。
- ・デジタル技術を活用した先駆的な取組であり、スマートシティに関する取組との連携を目指すものであること。
- ・高齢者や移動制約者等の移動利便性の向上や外出機会の創出を図る取組であること。
- ・マイナンバーカードの普及促進に資する取組であること。
- ・自動運転等の新たなモビリティサービスの導入など、公共交通における人材不足解決や、交通手段の確保に資する取組であること。

(5) 効果分析

- ・効果検証について、その目標設定の根拠が明確、且つ提供する MaaS の課題解決への効果を図るものであり、検証方法が具体的であること。

(6) 応募にあたっての留意点

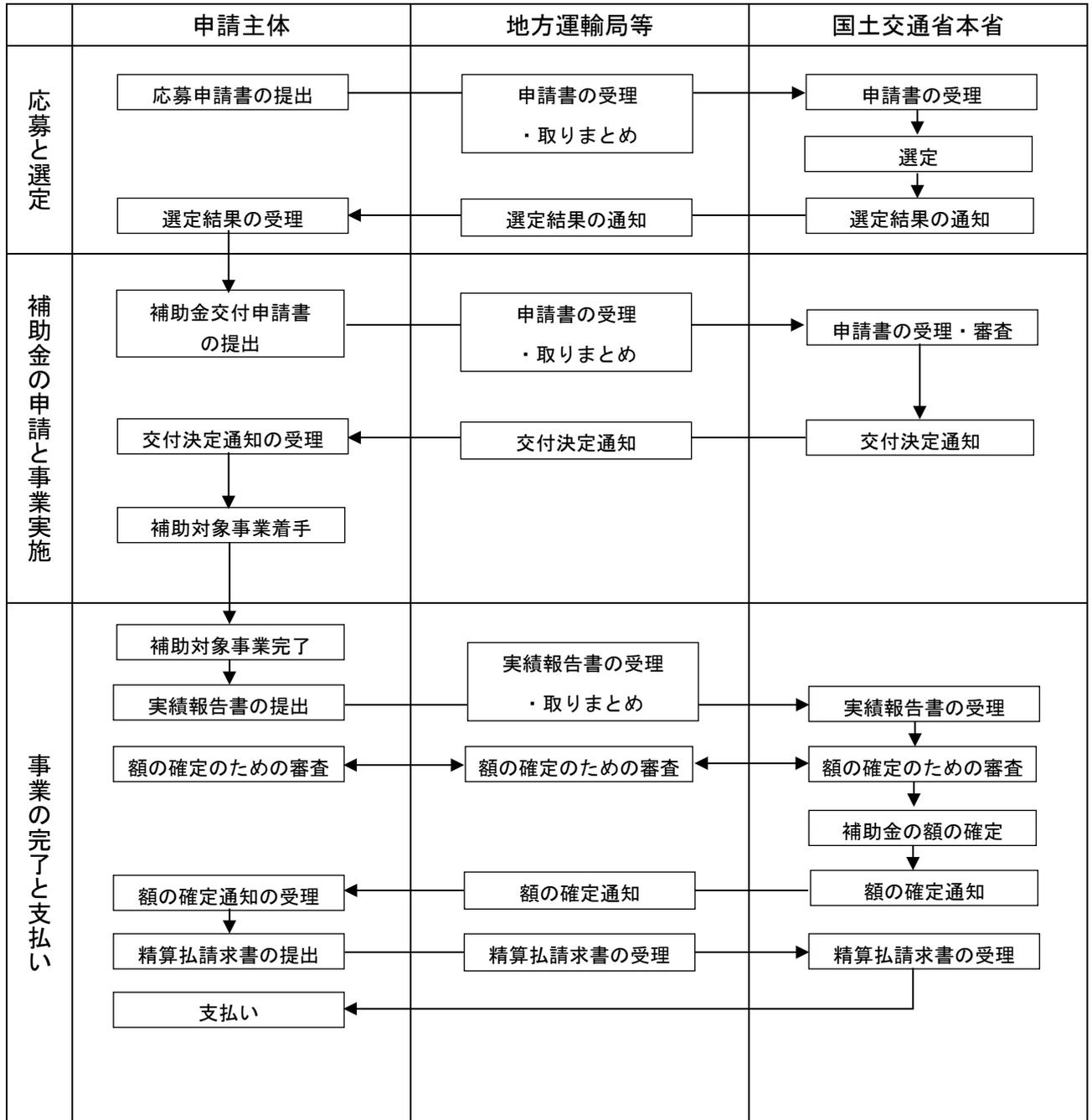
- ・採択先/採択件数は精選により決定となること。

- ・引き続き事業が継続することが望ましいが、補助対象経費は、令和7年3月21日（金）までに要したものを対象とする。
- ・補助金の交付決定より前に着手したシステム開発等の業務は、原則、補助対象経費には含まれない。
- ・必要に応じて、補助対象事業の実施状況の確認や資料提供を求めることがある。また、提供された資料は、公表可否の確認の上、HP掲載等を行うことがある。
- ・補助対象事業にかかるシステムの詳細や使用するデータ形式、システムに関する課題の分析結果等を国に提供すること。提供されたデータ等は、国の施策推進のために、必要に応じて使用することがある。
- ・国の他の補助事業への応募の有無に関わらず、本事業への応募は可能である（補助対象経費の重複は不可）

IV. 応募手続、交付申請等の事業全体の流れについて

1. 事業全体の流れ

応募から補助金受領までの事業全体の実施フローは、以下のとおりです。



2. 応募について

補助金の交付を希望される場合は、応募様式に必要事項を記載し、受付開始後に各地方運輸局又は沖縄総合事務局の担当窓口へ提出してください。

2-1. 応募期間

令和6年6月19日（水）～7月10日（水）正午【必着】

2-2. 応募方法

上記の応募期間中に、提出書類（電子データ）を添付して電子メールにて提出してください。

提出先は、事業を行う地域を管轄する下記の各地方運輸局又は沖縄総合事務局の担当窓口になります。

提出時のメール件名は、「【提出】（申請者名）観光促進型 MaaS 支援事業」としてください。

北海道⇒北海道運輸局 hkt-koutsukikaku*gxb.mlit.go.jp

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

⇒東北運輸局 tht-touhoku6-koutsukikaku*gxb.mlit.go.jp

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

⇒関東運輸局 ktt-koutsuu2*ki.mlit.go.jp

新潟県、富山県、石川県、長野県

⇒北陸信越運輸局 hrt-kosei-kikaku*mlit.go.jp

福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

⇒中部運輸局 cbt-chubu-kikaku*gxb.mlit.go.jp

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

⇒近畿運輸局 kkt-kinki-kikakuka*ki.mlit.go.jp

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

⇒中国運輸局 cgt-chugoku-kotsukikaku*gxb.mlit.go.jp

徳島県、香川県、愛媛県、高知県

⇒四国運輸局 skt-koutuukikaku*mlit.go.jp

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

⇒九州運輸局 gst-kotsukikaku*gxb.mlit.go.jp

沖縄県⇒沖縄総合事務局 unyu-kikaku.j2a*ogb.cao.go.jp

※メール送信の際は、「*」を「@」へ置き換えて送信願います。

2-3. 提出書類

応募にあたっては、以下の提出書類を提出してください。

- ① 観光促進型 MaaS 事業計画
 - ① - 1 応募様式（観光促進型 MaaS 支援事業）（PowerPoint 形式）
- ② 関連法令に抵触していないこと等に関する誓約書（応募様式N）
- ③ 本事業に係る参考資料（PowerPoint 等による補足資料等を想定）
※必要に応じて提出してください。

<留意事項>

- ・ 応募書類の作成に当たり、欄の追加、欄の幅の拡大等の様式の変更は、原則、認められません（様式に欄の追加等に関する記載がある場合を除く）。変更が必要な場合は、あらかじめ各地方運輸局等にご連絡ください。
- ・ 応募書類の作成に当たり、画像データを使用する際は、画質が乱れない程度に圧縮してください。低画質な画像や紙媒体のスキャン画像は、画像の識別が困難になる場合がありますので、表示を事前に確認のうえご提出ください。
- ・ 応募様式等に添付された図表は、今後国土交通省にて内部資料等作成のため修正・加工する必要があるため、画像データや計数表等のパーツはできるだけ分割した上で、様式等に貼り付ける際にはパーツのグループ化を行ってください。
- ・ 応募書類の機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。
- ・ 応募書類等の作成費用は選定の有無を問わず、経費に含まれません。

2-4. 応募説明会等について

観光促進型 MaaS 支援事業の公募における説明会の実施は予定しておりません。

3. ヒアリングの実施について

採択にあたっては、国土交通省において、必要に応じて応募内容に関する個別ヒアリング（オンライン）を実施することがあります。その際には、実施予定日・方法等を別途ご連絡いたします。

4. 採択結果の通知について

公募期間終了後、国土交通省において、申請様式の内容（ヒアリング内容を含む）の審査を行った上で、補助対象事業の採択結果を決定し、応募者に対して結果を通知いたします。その際、応募内容を審査の上、交付上限額の設定等、条件

付きで採択とする場合があります。

※1 採択結果の通知は、国土交通省からの通知に基づき、各地方運輸局等が行います。

※2 採択通知のみでは、補助金の交付を受けることはできません。必ず、下記「5. 採択後の補助金交付申請等について」に従い、交付決定を受けてから事業開始するようにしてください。

なお、採択の結果（不採択の理由等）に関するお問い合わせには、一切応じかねますのであらかじめご承知おきください。

5. 採択後の補助金交付申請等について

補助対象事業に採択された場合は、各地方運輸局等から補助金交付申請手続きについて案内いたしますので、速やかに各地方運輸局等へ交付申請書を提出してください。交付申請書について各地方運輸局等及び国土交通省で形式面等を審査の上で、交付決定通知書を通知します。

なお、交付決定にあたっては、応募内容を審査の上、要望額から一定額を減額して交付決定を行う場合があります。

補助事業として交付決定された場合は、補助事業の適正な執行を確保するため、事業の進捗状況に関する報告等を求めますので、あらかじめご承知おきください。

※ 交付申請書及び事業の進捗状況に関する報告等の様式については、別途ご案内いたします。採択決定後に、採択された事業者に対して改めて事業実施手続等に関する説明会を開催する予定です。

6. 令和6年能登半島地震の被災地における特例について

令和6年能登半島地震の被災地における取組について、提出書類の準備が困難な場合においては、補助金交付申請手続き時に併せて提出することを要件に、必要最小限の書類での応募を可能といたします。その他、応募期間等について、配慮を要する場合には北陸信越運輸局へご相談ください。

V. 事業の実施にあたっての留意点等

1. 事業の実施

- ・ 本補助の活用にあたっては、本公募要領の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令、観光振興事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）、観光振興事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）及び本事業の「交付規程」の規定を遵守していただくこととなります。
- ・ 補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等や5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処せられることがあります。申請書類の作成・提出にあたっては、事実と異なる記載内容での申請とならないよう、十分にご確認ください。

2. 補助金の対象経費

- ・ 補助金交付決定前に契約等を行っていた事業は、補助対象外となりますのでご注意ください。
- ・ 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としません。
また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とします。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付してご提出ください。

3. 収益納付

- ・ 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等の規定により、補助対象事業（補助金の交付を受けて行う事業）の結果により収益（収入から経費を引いた額）が生じた場合には、補助金交付額を限度として収益金の一部又は全部に相当する額を国庫へ返納していただく場合があります（これを「収益納付」といいます）。
- ・ 本事業については、事業完了時まで直接生じた収益金について、補助金交付時に、交付すべき金額から相当分を減額して交付する取扱いとなります。

4. 事業の実施及び事業内容の変更

- ・ 補助対象事業者は、交付決定通知を受領後、補助対象事業の内容を変更しようとする場合、若しくは補助対象事業を中止又は廃止しようとする場合は、交付要綱・交付要領・交付規程等に従って、事前に承認を得る必要がございます。変更等が見込まれる場合には、必ずあらかじめ各地方運輸局等へ相談し、必要な対応

の指示を受けてください。

5. 事業の進捗報告

- ・ 事業の進捗状況を適切に把握するため、原則として、月に1回程度、各地方運輸局等に対して、事業の進捗状況の報告を行っていただきます。又、随時、国土交通省においても、必要に応じて進捗状況等の把握をさせていただきます。
- ・ 又、採択事業による取組が、他地域等の取組の参考となるよう、国土交通省及び各地方運輸局等においてヒアリングや現地取材等を行い、事業完了後を目途に国土交通省ホームページ等で各取組の状況を公表します。これらのヒアリング等や、公表資料の確認等にも協力をいただきます。
- ・ さらに、補助事業実施期間の状況報告時に領収書、契約書等、経費証明を提出いただきます。経費発生時より遅くとも2カ月以内の提出をお願いいたします。
- ・ 事業の効果を定量的に評価することを目的に、必要なアンケート、ヒアリング等を実施していただくことがあります。具体的には交付決定後に各地方運輸局等と調整します。

6. 完了実績報告

- ・ 補助対象事業者は補助対象事業が完了したときは、その日から起算して10日以内又は令和7年3月21日のいずれか早い日までに交付規程等に定める事業完了実績報告書の提出をお願いいたします。なお、その他の提出書類については、交付決定後に改めてお知らせします。
- ・ 事業完了実績報告書の確認時に、支出内容に補助対象外経費が含まれていることが判明した場合には、当該経費を除いて補助対象経費を算出させていただきます。このため、実際に受け取る補助金は「交付決定通知」に記載した補助金額より少なくなる場合があります。

7. 補助金の支払い

- ・ 事業完了実績報告書に基づく額の確定後の精算払いとなります。
- ・ 原則として、申請者名義の金融機関口座に補助金を振り込みます。申請者名義の口座の用意が難しい場合は、各地方運輸局等にご相談ください。

8. 補助事業完了後

- ・ 補助対象事業者は、補助対象事業に関係する帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければなりません。
- ・ この期間に、会計検査院による実地検査等が実施される可能性もありますが、補助金を受けた者の義務として応じる必要がございます。又、検査等の結果、補助金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。
- ・ 又、補助事業により取得した財産の管理等については、交付規程等に従って適

切に行う必要があります。